

旧警戒区域で自営業を営んでいた申立人らの亡父（原発事故後死亡）の営業損害（父死亡後はX 1 が事業承継）及び申立人らの避難慰謝料の増額分等が賠償された事例。

和解契約書（一部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X 1、同X 2及び同X 3（以下申立人3名を合わせて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 相続人の表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、次のとおり表明し保証する。

- ① 平成23年4月13日に死亡したA（生年月日省略）（以下「亡A」という。）の相続人が、申立人X 1、同X 2及び同X 3の3名であること
- ② 上記①の相続人間で遺産分割協議が成立しており、亡Aについての後記第2項の損害項目にかかる損害賠償請求権については申立人X 1が取得したものであること
- ③ 後記第2項の損害項目の損害賠償として支払われる和解金が、申立人X 2の就労不能損害を含むものであることについて申立人ら全員が了解していること

2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の対象期間分に限る）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目	営業損害（亡A、A死亡後はX 1の自営業にかかるもの）
対象期間	自平成23年3月11日 至 平成24年5月31日

3 和解金額

被申立人は、申立人X 1に対し、前項の対象期間の損害項目についての和解金として、金23, 831, 569円の支払義務があることを認める。

4 仮払補償金

申立人らと被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第2項の損害項目の損害に対する仮払補償金として2, 322, 432円を支払済であることを確認する。

この未清算の仮払補償金2, 322, 432円について、第3項記載の和解金23, 831, 569円と清算する。

5 支払方法

（省略）

6 清算

第2項の損害項目（同項の対象期間分に限る。また、その遅延損害金を含

む。)については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

7 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人ら全員が1通を、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年2月4日

（仲介委員長 桑野雄一郎、 仲介委員 松本佐弥香）

旧警戒区域で自営業を営んでいた申立人らの亡父（原発事故後死亡）の営業損害（父死亡後はX 1 が事業承継）及び申立人らの避難慰謝料の増額分等が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X 1、同X 2及び同X 3（以下申立人3名を合わせて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 相続人の表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、次のとおり表明し保証する。

- ① 平成23年4月13日に死亡したA（生年月日省略）（以下「亡A」という。）の相続人が、申立人X 1、同X 2及び同X 3の3名であること
- ② 上記①の相続人間で遺産分割協議が成立しており、亡Aについての後記第2項の損害項目にかかる損害賠償請求権については申立人X 2が取得したものであること

2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の対象期間分に限る）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目	避難慰謝料
対象期間	申立人X 1及び同X 2については 自 平成23年3月11日 至 平成24年5月31日 申立人X 3については 自 平成23年3月11日 至 平成24年3月31日 亡Aについては 自 平成23年3月11日 至 平成23年4月13日

3 和解金額

- (1) 被申立人は、申立人X 1に対し、前項の対象期間の損害項目についての和解金として、金770,000円の支払義務があることを認める。
- (2) 被申立人は、申立人X 2に対し、前項の対象期間の損害項目についての和解金として、金1,010,000円の支払義務があることを認める。

(内訳) 申立人X 2分 金770,000円、
亡A分 金240,000円

- (3) 被申立人は、申立人X 3に対し、前項の対象期間の損害項目についての和解金として、金710,000円の支払義務があることを認める。

4 支払方法

(省略)

5 清算

申立人らと被申立人は、第2項の損害項目（同項の対象期間分に限る。）については、本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人ら全員が1通を、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年4月8日

（仲介委員長 桑野雄一郎、 仲介委員 松本佐弥香）